

三宅村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

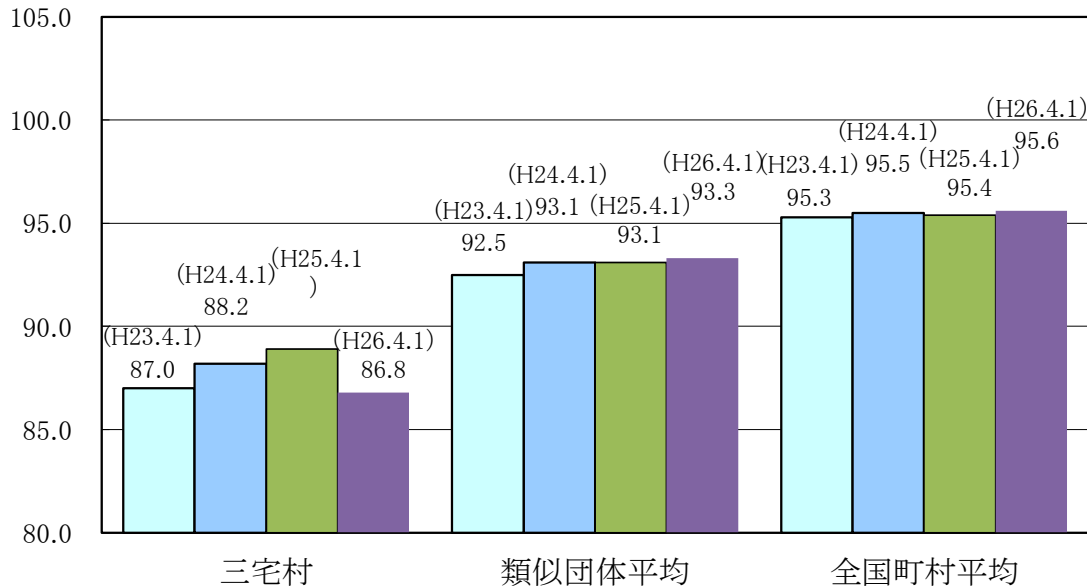
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 2,738	千円 3,821,261	千円 142,821	千円 589,637	% 15.4	% 16.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 平均一人あたり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
25年度	人 87	千円 266,305	千円 38,416	千円 95,369	千円 400,090	千円 4,598	千円 5,334

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

人事委員会の設置なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

- ① 給料表の見直し
 実施 未実施]

実施内容
実施時期：平成27年4月1日
内 容：国表準拠

- ② 地域手当の見直し
 地域手当なし

- ③ その他見直し内容
 管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三宅村	39.5 歳	266,560 円	302,107 円	284,749 円
東京都	43.4 歳	335,401 円	421,368 円	375,393 円
国	43.5 歳	335,000 円	— 円	408,472 円
類似団体	42.2 歳	301,845 円	343,565 円	327,931 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分		三宅村	東京都	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	181,200 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	142,700 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	137,200 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（26年4月1日現在）

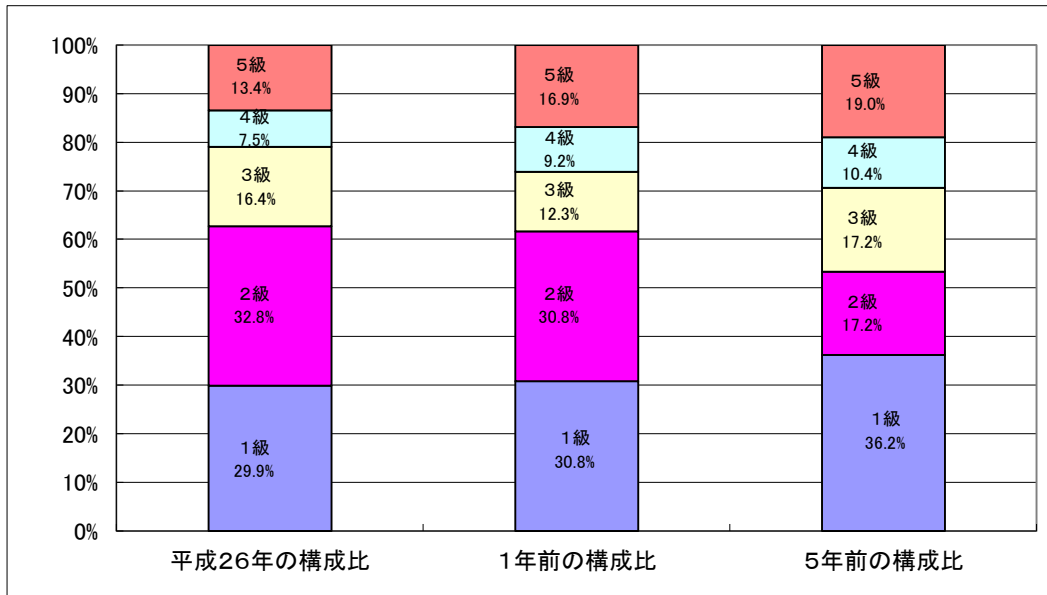
区 分		経験年数10年～14年	経験年数15年～19年	経験年数20年～29年
一般行政職	大 学 卒	246,340 円	276,033 円	310,333 円
	高 校 卒	221,928 円	252,483 円	312,678 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5級	課長	9人	13.4%	289,200円	400,600円
4級	課長補佐	5人	7.5%	261,900円	388,300円
3級	係長	11人	16.4%	222,900円	354,700円
2級	主任	22人	32.8%	185,800円	307,800円
1級	主事	20人	29.9%	135,600円	243,700円

- (注) 1 三宅村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に7級制から5級制に変更している。
 (旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第40条に基づき、毎年9月1日を評定日として職員に対して勤務成績の評定を実施。
2. 昇給への勤務成績の反映状況 昇給対象者への勤務成績の反映を実施しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三宅村	東京都	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,089 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,636 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (-)月分 (-)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ・管理職加算 15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

病気休暇や休職などの実績を支給額に反映させています。
現在のところ成績率には差を設けず、一律に支給しています。

(2) 退職手当(26年4月1日現在)

三宅村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.75 月分	26.83 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	31.83 月分	35.50 月分	勤続25年	30.82 月分	36.570 月分
勤続35年	46.58 月分	49.73 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	49.73 月分	49.73 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2%加算			・定年前早期退職特例措置 2%~45%加算		
1人当たり平均支給額	7,704 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(26年4月1日現在)

三宅村は対象地域がないため支給なし。

(4) 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)	1,677 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	98,647 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	15.6 %
手当の種類(手当数)	4 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業従事職員特別手当	一般職	伝染病が発生、または発生の恐れのある場合の防疫作業に従事したとき		日額500円
行旅病人、同死亡人取扱作業従事職員特別手当	一般職	行旅病人、同死亡人の取扱作業に従事したとき		日額病人300円 死亡500円
夜間看護手当	看護師	午後10時から午前5時までの間において行われる看護師の業務		日額5,200円
救急業務従事職員特別手当	消防士	消防職員が救急業務に従事したとき		1回200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	22,491 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	258 千円
支給実績（24年度決算）	18,391 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	211 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族各6,500円 15歳から22歳の子についての加算 5,000円	同		10,388 千円	253,378 円
住居手当	賃貸住宅(支給限度額) 27,000円	同		3,328 千円	221,886 円
通勤手当	通勤のため自動車等交通用具使用を常例とする職員に支給 ・交通機関利用者(支給限度額) 55,000円 ・交通用具利用者 通勤距離に応じて 3,000円～12,000円	異	2～10kmの区分	6,129 千円	81,720 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給 課長級 基本給×15%	異	支給対象者、支給割合が異なる	8,338 千円	758,012 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした場合に支給 4,200円	同		0 千円	0 円

6 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	村 長	710,000 円 ()	(参考)類似団体における最高/最低額 840,000 円/ 230,400 円	
	副 村 長	630,000 円 ()	705,000 円/ 385,000 円	
報 酬	議 長	250,000 円 ()	395,000 円/ 140,000 円	
	副 議 長	200,000 円 ()	310,000 円/ 115,000 円	
	議 員	180,000 円 ()	290,000 円/ 100,000 円	
期 末 手 当	村 長 副 村 長	(25年度支給割合) 2.95 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(25年度支給割合) 2.95 月分		
退 職 手 当	村 長	(算定方式) 710,000円×在職年数×4.0	(1期の手当額) 11,360,000	(支給時期) 任期毎
	副 村 長	630,000円×在職年数×3.0	7,560,000	任期毎
備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

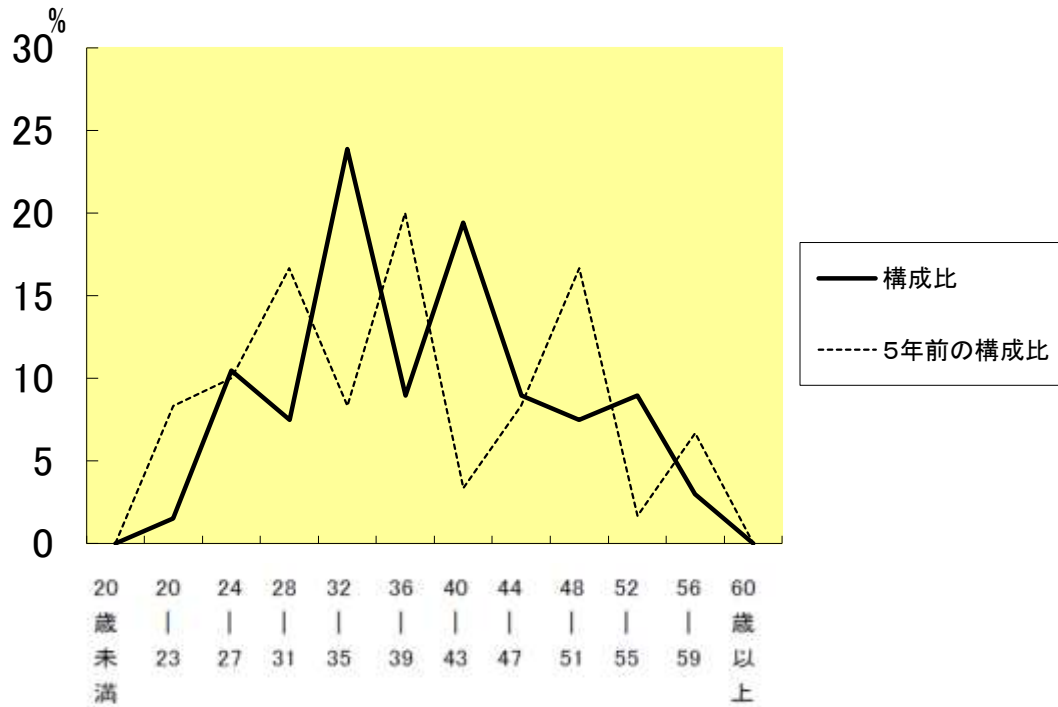
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成25年	平成26年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	欠員不補充 採用、配属に伴う増 欠員不補充
		総務	27	29	2	
		税務	5	4	-1	
		民生	12	14	2	
		衛生	4	3	-1	
		農水	4	4	0	
		商工	4	4	0	
土木	7	6	-1	欠員不補充		
	計	65	66	1		
	教育部門	7	6	-1	欠員不補充	
	消防部門	13	15	2	採用に伴う増	
	小 計	85	87	2		
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	2	2	0	業務増加に伴う増 業務縮小に伴う減	
	診療所	14	18	4		
	交通	14	8	-6		
	その他	2	2	0		
	小 計	32	30	-2		
合 計		117	117	0		
		[125]	[125]			

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	0人	1人	7人	5人	16人	6人	13人	6人	5人	6人	2人	0人	67人

(3)職員数の推移

(単位：人)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	66	70	70	66	65	66	0 (0%)
教育	5	6	7	6	7	6	0 (0%)
消防	13	14	13	15	13	15	2 (15.4%)
普通会計計	84	90	90	87	85	87	3 (3.6%)
公営企業等会計計	39	40	34	34	32	30	-9 (△23.1%)
総合計	123	130	124	121	117	117	-6 (△4.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。